

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 1 日現在

機関番号：32404
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530036
 研究課題名（和文） 低炭素社会と循環型社会の統合のためのインセンティブ税制の研究

研究課題名（英文） Study of tax incentives to integrate the low-carbon society with the recycling-oriented society

研究代表者

柴 由花 (SHIBA YUKA)

明海大学不動産学部 准教授

研究者番号：20383193

研究成果の概要（和文）：本研究では、EU、特に、オランダ、ドイツ、オーストリアおよび英国における環境税、税制改革の動向を調査し、現状と課題を分析した。環境税の弱点は、効果と負担が曖昧であり、優遇措置など税のインセンティブによって不公平感を生じさせることである。さらに、環境目標の達成によって税収がゼロになるという問題もある。これらの問題を克服するために、二重の配当論や税制改革論が主張されるが、環境税導入のための安易な口実に利用される危険もある。環境政策を進めるためには、インセンティブによる環境税制だけでなく、規制、排出量取引を状況によって適切に組み合わせたハイブリッド方式が望ましい選択である。

研究成果の概要（英文）：In the EU, each member state bases its environmental taxes according to its policy or social background. However, this tax arrangement, because of its uncertain cost effectiveness and state-specific focus, risks distorting the principles of equity and ability to pay. In theory, the so-called double dividend of environmental tax reform (ETR) is effective in compensating such defects and creating social consensus for eco-taxes. However, application of the double-dividend theory might carry with it the risk of a limited solution. Instead, both a hybrid method that combines regulations and emissions trading would be more effective in attaining the goals of environmental policy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：環境税、インセンティブ、環境税制改革、二重の配当、税制優遇措置

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

低炭素社会と循環型社会の構築においてはとりわけ新技術の導入と既存の消費型ライフスタイルの見直しの促進が重要であるが、こうした社会を構築するためには法的規制だけではなく、税による経済的インセンティブ・ディスインセンティブの付与といった仕組みが必要である。わが国では地方税の枠組みを使って、地方自治体がそれぞれ環境施策を講じているが、地方税ならではの問題も少なくない。また、道路混雑税など、ヨーロッパで成果を挙げている制度の導入も遅れている。そこで、低炭素社会、循環型社会の統合のために、インセンティブ税制の可能性とその問題につき研究を行う必要性があった。

2. 研究の目的

(1) 循環型社会の問題の一つに、中古資産の問題がある。循環型社会では、廃棄より再利用の促進が求められる。個人が中古品・既存住宅を売却した場合の課税が問題となるが、今後は、むしろ既存住宅を流通させ、より長期間にわたり建物を使用するようなシステムを構築する必要がある。そこで、既存住宅の流通を阻害している要因を、法的側面から分析するとともに、新築に偏重した政策の問題点を明らかにし、さらに、外国法との比較を通じて政策提言を考える。既存住宅に関しては直接税のほか、流通税や保有税が問題となる。わが国では新築住宅の取得に軽減措置を講じ、政策的に新築住宅の取得を促進しているが、それが果たして妥当か否かを検討する。

(2) 低炭素社会の構築に関して、EU加盟国では、法規制（建設許可）、補助金、税の減免によって、住宅のエネルギー効率を高めている。EU加盟国の住宅のエネルギー効率化に関する法的規制や経済的インセンティブの付与といった仕組みに着目する。

(3) 税のインセンティブを考える上で、EU加盟国の中には、地方自治体の課税権が弱く、もっぱら、国税によって、経済的インセンティブを付与している国も少なくない。地方税と国税の構造の違いに配慮しながら税のインセンティブの問題を明らかにする。

(4) EU加盟国では、低炭素社会や循環型社会の構築のほか、少子高齢化社会への対応として、直接税から、環境税へと財源をシフトする環境税制改革が行なわれており、その仕組みの中で税のインセンティブが用いられ

ている。環境税制改革における環境税と所得税との関係について検討を行う。

(5) 以上から、低炭素社会、循環型社会におけるインセンティブ税制の問題を環境税に限定することなく、わが国の税制改正のあり方について、EUから示唆を得る。

3. 研究の方法

本研究では、租税法、行政法だけでなく、都市計画に関する既存研究のレビューを国内外で行う。

また、実態を把握するためにインタビュー、ヒアリング、現地調査によってデータの蓄積を行う。国内の行政機関や研究機関（地方自治体、国会図書館、日本税務研究センター等）を調査し、調査データの収集、分析、解明を行う。現地調査は、日本の地方自治体の低炭素化のための取組みについてヒアリングを行う。ヨーロッパではオランダ（ハーグ、アムステルダム、ロッテルダム）、ドイツ（ベルリン、ハンブルク）およびオーストリア（ウィーン）で現地調査を行い、行政機関や商工会議所へのヒアリングや研究者との交流を通じて、情報を収集する。

4. 研究成果

(1) 循環型社会構築の観点から、既存住宅を流通させ、より長期間にわたり建物を使用するようなシステムを構築する必要がある。付加価値税の税率が高い EU 各国では、流通税（登録免許税及び印紙税）の税収は少なく、それらは売却時に実現した不動産の価値の増加に課税されるべき付加価値税の代替とみなすことができるが、もはや付加価値税が定着した今では、時代錯誤であって、流通税を廃止すべきと指摘されている。わが国で消費税の税率が引き上げられる場合には、印紙税、不動産取得税、登録免許税といった流通税については、廃止を検討するべきである。他方、既存住宅に対する消費税は既に課税された部分に対する二重課税になっている。事業者が既存住宅を買取り、リノベーションして売却する場合、消費税の二重課税が発生する。また、エネルギー効率の高い設備で修繕を行う場合、当該設備と建物に課税される消費税が重複する。そこで、既存住宅を買取り、再生事業を広く普及させるためには、既存住宅に係る消費税の軽減が必要となろう（柴由花「住宅のエネルギー効率に関する規制的手法と経済的手法」雑誌論文⑤）。

(2) 低炭素社会の構築にあたって、EU においては、2002 年に「建築物のエネルギー

性能に関する指令」を発遣し、加盟国に「エネルギー性能証明書」のシステムを実施し、最小のエネルギー性能要件を満たすために必要な措置を講ずるよう義務付けている。オランダでは「エネルギー性能証明書」と不動産税にリンクさせる方法や不動産移転税とエネルギーラベルとをリンクさせ、税のインセンティブを賦与することが提案されているが、実際にはまだ実現されていない（柴由花「オランダにおける都市の低炭素化の促進のための法的手法と財政的手法」雑誌論文④）。EU では、住宅のエネルギー効率を改善するために、エネルギー性能証明制度が義務付けられているが、既存住宅の場合にはかかる方法を強制するのは難しい。新築住宅の場合であれば、建築確認に環境基準の要件を絡ませる方法が最も効果的ではあるが、この方法は既存住宅には及ばない。そこで、補助金等によってエネルギー効率の高い設備への投資を促進している（フレッド ホブマ、柴由花「都市計画及び開発の法における規制緩和-オランダの新たな環境許可」雑誌論文⑦）。

(3) 循環型社会の構築にあたって、たとえば、家庭の廃棄物に対するごみ処理税、道路混雑税、地方税としての炭素税の導入が考えられる。ごみ処理税についてはオランダでは地方税として導入されており、道路混雑税はスウェーデンで国税として導入されている。地方税として炭素税を導入している地方自治体は少ないものの、ブリティッシュ・コロンビア州やボルダー市で導入されている（柴由花「地方環境税」図書②）。

(4) EU では環境税制改革が行われており、環境税を労働に対する税に代替するものとして位置付けている。税収中立と所得再分配機能が特に重視されるため、国民生活における逆進効果は回避されなければならない。

スウェーデンやドイツでは、1990年代にかかる税制改革が行われた。スウェーデンでは、環境税の引き上げとともに、所得税および社会保険料が軽減された。ドイツでは、2004年の環境税収の1%分は税収増となり、新エネルギー促進プログラムの資金に充てられた

（西山 由美「EUの環境税制」図書①）。

オランダにおいても1990年代から環境税へのシフトがなされ、2001年の税制改正でもさらにそれが促進された（柴由花「ヨーロッパ所得税制と税務行政の動向-オランダの議論からの一考察」雑誌論文⑥、柴由花「金融所得課税の現状と動向-オランダ資本所得の課税ベースを中心として」雑誌論文⑧）。環境税の中でも、とりわけ個人に対するガス・電気にかかるエネルギー税が引き上げられたが、税収中立の観点から、所得税は軽減された。エネルギー税についてエネルギー

の使用量を抑制するようなインセンティブ税制が採用されているが、環境への効果はそれほど高くはない。他方、オランダでは、労働を促進するため税額控除によりインセンティブを賦与している。これについては、国民生活における逆進効果を回避するだけでなく、女性の就労を促進する効果があったとされている（柴由花「オランダ環境税制改革とエネルギー税の意義」雑誌論文①）。

環境政策の先進地域であるEUにおける具体的な環境税の税目とその評価にも注目する必要がある。2011年『マーリーズ・レビュー』の環境税の章を素材に、英国で採用されている各環境税およびその評価を検討するとともに、連邦財政裁判所の「過酷課税禁止判決」のもとで、環境税に慎重な態度を示すドイツの制度設計を対比させることで、環境税に内在する問題と用途を考察した（西山 由美「環境税の制度設計-英国とドイツの制度を参考にして」雑誌論文②）。

環境税は、消費税との重複が逆進性の原因ともなっており、英国における消費税の逆進性の考え方をみるうえで、上記『マーリーズ・レビュー』の付加価値税（消費税）の章を素材に、この問題の分析を行った（Yumi Nishiyama, Main Issues for Good Value Added Tax System, 雑誌論文③）。

(5) 研究成果から得られたわが国への示唆は以下のとおりである。

①わが国では、これまで新築住宅の建設を促進するため、税による様々なインセンティブが付与されてきたが、既存住宅の流通を阻害する一因ともなっている。これからは低炭素社会と循環型社会を構築するために、かかる税制を再構築する必要がある。その際、税による経済的手法だけでなく、規制的手法についても併用していくことが望ましいだろう。エネルギー効率の高い住宅の流通を普及させるために、わが国でも建築確認に省エネ基準を盛り込む方策や既存住宅にも「エネルギー効率証明書」を義務付けるなど規制的手法を取り入れた上で、税の減免等によるインセンティブを付与する方策が必要である。

わが国でも統一されたエネルギー効率にかかる認証制度を制度化するとともに、既存住宅と新築住宅の中立性を阻害しない税によるインセンティブが必要である。

②わが国では環境施策として経済的インセンティブを付与する方策が多く用いられ、とりわけ地方税の枠組みを使って、地方自治体がそれぞれ環境施策を講じている。しかし、規制的手法は弱く、今後、環境施策の効果を上げるためには、規制的手法を強める必要がある。今後、より環境に配慮した地方税制とするのであれば、汚染者に対するインセンテ

イブが働くような仕組みを構築することが望ましい(柴 由花「地方環境税」図書②)。

③環境税を労働に対する税に代替する税として位置づける「環境税制改革(ETR)」論は、わが国の環境政策を考えるにあたり、「環境」、「財政」、「労働力」の三要素を結びつけるコンセプトとして検討に値する。(西山由美「EUの環境税制」図書①)。

環境政策を進めるためには、「規制」「排出量取引」「環境税」を状況によって適切に組み合わせるハイブリッド方式が望ましい選択である。環境税は、効果と負担の関係、優遇措置の基準に曖昧であり、それを埋めるための方便として「二重の配当論」を持ち出すのは危険である(西山 由美「環境税の制度設計—英国とドイツの制度を参考にして」雑誌論文②)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ①柴 由花「オランダ環境税制改革とエネルギー税の意義」税大ジャーナル近刊予定(2013) [査読無]
- ②西山 由美「環境税の制度設計—英国とドイツの制度を参考にして」税法学 569号 167～178頁(2013) [査読無]
- ③Yumi Nishiyama, Main Issues for Good Value Added Tax System, Public Policy Review vol.8 no.5, pp683-703 [査読無]
- ④柴 由花「オランダにおける都市の低炭素化の促進のための法的手法と財政的手法」(翻訳)明海大学不動産学部論集 21号 84～92頁(2013) [査読無]
- ⑤柴 由花「住宅のエネルギー効率に関する規制的手法と経済的手法」土地総合研究 19(1) 58～64頁(2011) [査読無]
- ⑥柴 由花「ヨーロッパ所得税制と税務行政の動向—オランダの議論からの一考察」租税法研究 (39) 39～58頁(2011) [査読無]
- ⑦フレッド ホブマ、柴 由花「都市計画及び開発の法における規制緩和—オランダの新たな環境許可」土地総合研究所 18(3) 81～86頁(2010) [査読無]
- ⑧柴 由花「金融所得課税の現状と動向—オランダ資本所得の課税ベースを中心として」税研 26(1) 21～27頁(通号 152) (2010) [査読無]

[学会発表] (計2件)

- ①西山由美「EUにおける環境政策—環境税の位置づけ」租税法研究会・学習院大学(2012)
- ②柴 由花「ヨーロッパ所得税制と税務行政の動向—オランダの議論からの一考察」租税

法学会・東海大学(2010)

[図書] (計2件)

- ①西山由美「EUの環境税制」村井正先生喜寿記念論文集刊行委員会編『租税の複合法的構成—村井正先生喜寿記念論文集』601～622頁(2012)
- ②柴 由花「地方環境税」有斐閣『租税法の発展』582～597頁(2010)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柴 由花 (SHIBA YUKA)
明海大学・不動産学部・准教授
研究者番号：20383193

(2) 研究分担者

西山 由美 (NISHIYAMA YUMI)
東海大学・法学部・教授
研究者番号：20296221